

鳥取県告示第195号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年5月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年4月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成23年3月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人K i R A L i

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

福井 正樹

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市若桜町39

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

様々な社会問題が渦巻いているこの現代社会。これら社会問題をビジネスメソッドを用いて解決することを主目的とする。

とりわけ、各種社会問題の解決に関する市民向け啓発活動（イベント等の企画から運営まで）、常設窓口を設けての相談活動、企業向けの啓発活動（イベント等の企画から運営まで）、コンサルタント事業、子どもたちへの啓発活動等を行う。